

1 はじめに

ごみ問題は、私たちの生活に直結する最も身近な環境問題であるとともに、資源の枯渇や地球温暖化等、今後の社会の存続にも大きく関わる問題である。

近年は、ごみの減量と資源の有効利用のために、「ごみとなるものの受け取りを断る（リフューズ）」、「ごみとなるものを減らす（リデュース）」、「繰り返し使う（リユース）」、「資源として利用する（リサイクル）」の4Rへの取組や循環型社会という言葉も浸透し、住民の環境保全に対する意識は高まりつつある。

広陵町ごみ減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は平成12年に設置され、広陵町における一般廃棄物の搬出抑制、分別収集の徹底、資源ごみのリサイクル等ごみの減量化・資源化に関する事項等について審議した。

広陵町はその答申を踏まえて、平成19年のクリーンセンター広陵稼働に合わせてごみ処理を有料化するなど対策を講じ、町民の理解と協力を得て可燃ごみの減量に一定の効果をみたが、令和4年3月18日をもってクリーンセンター広陵が操業を停止するにあたり、広陵町議会において審議会の再開を求める決議が可決された。

決議では、これまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果を明らかにし、広く町民に理解を求めることや今後のごみ減量対策への取組、収集方法についての検討及び指定ごみ袋の価格の検討が求められていることから、審議会を再開し、町長からの「広陵町のごみ減量対策等の取り組みに関する諮問」を受け、これらについて審議したものである。

2 基本的な考え方

国においては、循環型社会元年と位置付けられた平成12年度に「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定されており、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりと統合的な取り組みとして、地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進や食品ロスの半減に向けた国民運動などを掲げている。

また、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている持続可能な開発目標（SDGs）に積極的に取り組み、プラスチックごみや食品ロスの削減を推進しているところであり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されている。

また、奈良県では、未来に生きる「ごみゼロ奈良県」の実現を基本目標とした「第5次奈良県廃棄物処理計画」が令和4年度に策定されている。

本町においては、平成30年3月に平成29年度から15年先の令和14年度を最終年度とする「広陵町一般廃棄物処理基本計画」が策定され、概ね5年ごとに見直しするものとされていることから、令和5年3月に改定されたところである。

当初の計画では、本町のごみ処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とし、ごみの減量化や適正な処理及び資源循環社会の構築を進められている。今回、前回の計画から5年が経過したことから、ごみの排出・処分の現況を整理し、今後の排出量・処理分量予測し、排出抑制を促すために必要な施策や適正処理のための方針についてまとめられている。

さらに、平成28年4月に10市町村で構成する「山辺・県北西部広域環境衛生組合」（本町、天理市、大和高田市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、河合町）が設立され、令和7年度の稼働予定であるエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の整備を、また、これに伴う広域化施設への運搬車両を最小限に抑え、効率的に運搬を行うために中継施設が必要となることから、令和2年4月に可燃ごみ及び容器包装プラスチックを対象とし、本町、安堵町、河合町の3町で構成される「まほろば環境衛生組合」が設立され、可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみについては、安堵町で可燃ごみ等中継施設の整備を、また、本町の現リサイクル施設を2町（本町、安堵町）の不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ中継施設として活用に向けて進められている。

ごみの減量については、ごみの排出・処分の現況を整理し、今後の排出量・

処分量を予測し、排出抑制を促すために必要な施策や適正処理のための方針により、設定した減量目標を達成できるよう要望するものである。

3 広陵町ごみ減量等推進審議会の経緯

- 第1回広陵町ごみ減量等推進審議会（令和5年3月28日開催）
 - ①委嘱状の交付及び会長及び副会長の選出
 - ②広陵町ごみ減量等推進審議会の再開について
平成13年10月17日付け答申概要の説明
 - ③ごみ袋有料化に伴うごみ搬入量及び人口の推移について
 - ④資料提示・意見交換・質疑応答

 - 第2回広陵町ごみ減量等推進審議会（令和5年6月27日開催）
 - ①第1回広陵町ごみ減量等推進審議会の質疑に対する回答について
概ね17点の質問に対しての回答並びに説明
 - ②町長からの諮問について
 - ③資料提示・意見交換・質疑応答

 - 第3回広陵町ごみ減量等推進審議会（令和5年10月24日開催）
 - ①第2回広陵町ごみ減量等推進審議会の質疑に対する回答について
概ね5点の質問に対しての回答並びに説明
 - ②広陵町ごみ減量対策等の取り組みに関する諮問事項についての答申（案）
について
 - ③資料提示・意見交換・質疑応答

 - 第4回広陵町ごみ減量等推進委員会（令和5年11月28日開催）
 - ①広陵町ごみ減量対策等の取り組みに関する諮問事項についての答申（案）
について
 - ②資料提示・意見交換・質疑応答
- ・・・（以下、審議会での内容を記入する）

4 これまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果

我が国では、これまで大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済のシステムに支えられながら、近年の経済発展や新たな技術の開発や新素材の出現等により、我々の生活は便利で豊かになってきた。

その一方で、ごみ量については増加の一途をたどっている状況にあった。このごみ量の増加は、自然環境への影響や不法投棄などの不適正な処理により生活環境の悪化をもたらすだけでなく、資源の枯渇や地球温暖化などの地球規模での環境問題へと発展しており、環境への負荷が少ない循環型社会への転換が急務となった。

このような状況のもと、国は循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「循環型社会形成推進基本法」を平成12年度に制定した。この後、矢継ぎ早に資源、廃棄物などの分別回収・再資源化・再利用について定めた各種リサイクル法を制定するなど循環型社会の形成を強く推進している。

これらを踏まえて、広陵町では平成18年から住民の理解を得て、ごみの発生・排出抑制行動を誘導する仕組みづくりとして、ごみ処理の有料化（有料指定ごみ袋）が実施されている。また、平成30年にごみの減量化や適正な処理を促すための基本的な事項をとりまとめた「一般廃棄物処理基本計画」が策定されたが、計画の進行管理の仕組みがなかったため、令和5年に改定した計画では「進行管理」という項目が新たに追加され、目標の達成状況を評価し、状況によっては各施策の取り組みを見直しするなど、さらなる改善が図られる見込みである。

広陵町のごみの減量化等の具体的な取り組みとしては、適宜広報誌等によるエコバッグ等の利用促進及び簡易包装の普及啓発が行われ、平成14年度から平成22年度にかけては、生ごみ処理機・コンポスト等の普及促進のため購入補助が実施された。積極的に広報活動を実施されたものの、当初年90世帯への普及を目標としていたが、平均で年47世帯であった。また、町内小学校4年生を対象に、ごみの分別やごみの減量について学んでもらおうとクリーンセンター広陵の施設見学を実施した。

最後に、ごみの減量に向けた取り組みへの効果については、明確な検証は行われていないが、ごみ処理の有料化前（平成17年）と直近（令和3年）の人口の伸びと可燃ごみ量の増減を比較したところ、人口が5.63%増加しているのに対し、可燃ごみ量は16.52%減少していたことから、少なくとも住民への各種啓発活動並びにごみ袋の有料化により、ごみ減量に一定の効果があったものと推察される。

- 5 自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法について

リフューズ（断る）、リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の4Rへの取り組みの推進により、ごみを減量させ、資源となるごみは有効利用していくよう、広報等によりあらゆる機会を捉えて周知する必要がある。

また、広陵町は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた優れた取組を行う都市として全国31都市の「SDGs未来都市」の一つに選定されている。「広陵町産業総合振興機構（なりわい）」の産官学民連携による安全・安心で住み続けたいくなるまちづくりの取組をはじめ、町が実施する各事業をSDGsの理念と結び付けるなど、SDGsの取組を国内はもとより、世界にも発信しつつ、持続可能なまちづくりに取り組まれている。

そうしたことから、住民・事業者・行政など地域社会を構成する各主体が、SDGsの実現や循環型社会という世界共通の目標にも貢献するという意義をより明確にするとともに、SDGsが掲げる17の目標のうち、直接的に「ごみ問題」を扱う目標はないものの、各目標のターゲットの中には「ごみ」、「廃棄物」、「再利用」といったキーワードが含まれるものや、間接的にごみ問題と関連しているものも多く、SDGsの達成にはごみ問題の解決が必須である。

さらに、SDGsで定められているゴール12「つくる責任つかう責任」を中心に、ゴール14「海の豊かさを守ろう」としてプラスチックごみ対策を、ゴール2「飢餓をゼロに」として食品ロス削減対策を、ゴール7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」として脱炭素社会に向けた貢献に関する取り組みを推進していかなければならない。



今後のごみ減量対策への取り組みとして、「住民」・「事業者」・「行政」三者の協力が必要不可欠であり、それぞれがそれぞれの役割と責任について分担する必要がある。

①住民の役割

廃棄物の排出者として、町の施策に協力し、ごみ減量・分別を徹底し、資源化に寄与する。また、ごみ減量は各個人のごみに対する意識の向上が不可欠である。

具体的には、

- ・ごみの分析結果から水分が約50%を占めていることから、生ごみは、よく水を切って排出する。
- ・生ごみ処理機及びコンポスト等を利用し、生ごみを減らす。
- ・エコバッグを持参し、レジ袋は断る。
- ・物を大切にし、長く使用する。
- ・過剰に買い物はしない。

②事業者の役割

ごみの減量・簡易包装や資源回収に取り組む。また、自ら製造・販売した商品の回収ルートを構築するよう努力する。

具体的には、

- ・多量排出事業者は、減量化計画を策定し計画に基づく排出抑制や減量化に努める。
- ・ごみ量を調査し、減量に努める。
- ・簡易包装に努める。
- ・店舗回収等により資源化に努める。
- ・流通・販売ルートでのごみ減量に努める。

③行政の役割

効率的な資源回収の仕組みを構築すると共に住民・事業者に対して、簡易包装の徹底や自主的にリサイクルするよう指導を行う。また、広報・ホームページ・LINE等や環境教育を実施し、ごみ問題に対する正しい認識の普及に努める。

具体的には、

- ・エコフェスタ等のイベントを開催し、ごみの減量の推進や再利用（リユース）の視点から、「もの」の大切さを考えてもらう。
- ・生物多様性の視点から地球温暖化防止とごみ減量化を実現するために

「生ごみの水切り」の推進する。1日に1世帯あたり中スプーン1杯分の約10グラムの水切りをすると、町全体で年間約50トンものごみが減量でき、併せてCO₂の発生を抑えることになる。

- ・生ごみ処理機及びコンポスト等の普及に努める。
- ・環境・ごみに関する情報を発信する。例えば、食品フードロスについて、令和2年度推計で年間522万tもの量が出ており、1人当たり約113gを捨てている現状であることから、一般家庭のアクションとして生ごみを堆肥化を進め、家庭でのリサイクルの一つとして取り組んでもらう。
- ・食品ロスや脱炭素（ごみ減量）について簡単なクイズを出題し、身近な問題について考えてもらう。
- ・家庭にある「賞味期限は切れていない」が「保管したまま」になっている食品を募り、エコフェスタ等のイベント当日に持ってきてもらう。
- ・ごみの減量化や資源化について、分別の必要性等についての説明会等や広報活動を積極的に行う。
- ・小学生を対象にカーボンニュートラルに関する出前授業を実施し、子どもたちや家庭でカーボンニュートラルについて考えるきっかけにしてもらうよう、ごみ捨てや節電など身近なカーボンニュートラルの取り組みを紹介する。
- ・三者の中心となり、啓発活動や意見の交換等に努める。

以上のことから、廃棄物のさらなる減量化（ごみゼロ化）を目指し、①総排出量、②排出抑制、③再生利用の数値目標（令和10年度）を設定する。

①総排出量の目標値（令和10年度） 総排出量 9,800トン

現状のままで推移すると令和10年度の予測値は、一般廃棄物処理基本計画では、10,036トンと推計されるが、排出抑制・再生利用の促進を図ることで、目標達成を目指す。

②排出抑制の目標値（令和10年度） 一人一日あたり 640グラム

現状のままで推移すると令和10年度の予測値は、一般廃棄物処理基本計画では648グラムと推計されるが、第5次広陵町総合計画の指標では現状値の644グラムを下回ることをとしている。

③再生利用の目標値（令和10年度） リサイクル率 25%

現状のままで推移すると令和10年度の予測値は、一般廃棄物処理基本計画では24.1%と推計されるが、県内市町村と比較すると本町は非常

に高い水準で推移していることから、住民の意識が高く、分別が徹底されている。今後も分別の徹底を継続して、目標達成を目指す。

次に、ごみの分別種類の選定及び収集方法としては、ごみの分別種類では、小型家電については、新たに町公共施設5箇所回収ボックスを設置し、処理しているところである。その他のごみについては、特に改めて選定する必要はないと考えたところである。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、その他プラスチックごみ、容器包装プラスチックごみ等を戸別収集しており、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、白色ビン、茶色ビン、その他のビンのリサイクル素材（以下「リサイクル素材」という。）については、ステーション収集として、各大字、自治会でコンテナやリサイクルネットを設置いただき、特定日に回収されているところである。

また、紙類、古着の資源ごみについては、町において売却処分しており、一部収益としている。リサイクル素材の内のその他プラスチックごみについては、通常の焼却施設では可燃ごみとして処理されているが、今までダイオキシン対策としてプラスチックを可燃ごみとして処理せず、その他プラスチックごみとして民間施設で処理してきた。

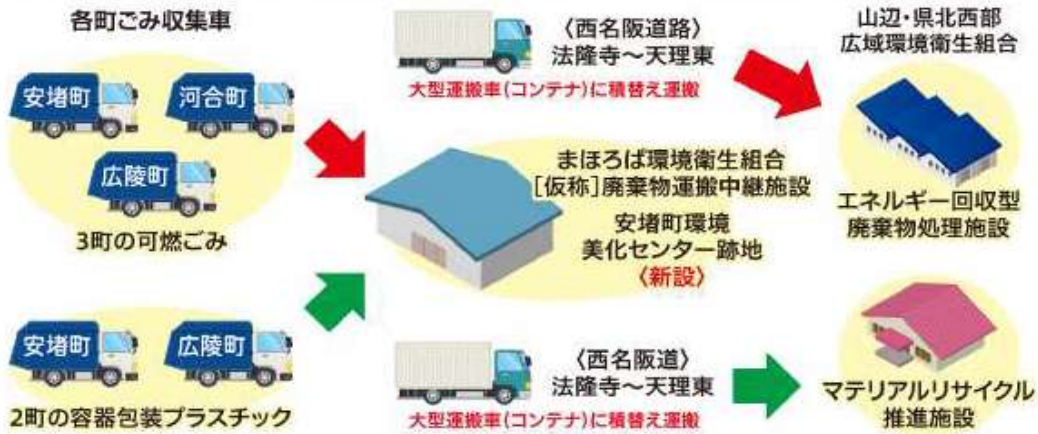
次に、収集方法についても、現在、リサイクル素材についてはステーション収集をしているが、アルミ缶、スチール缶の缶類、白色ビン、茶色ビン、その他のビンのビン類は天理市広域施設では、缶類、ビン類としての搬入とのことから、今までのようなアルミ缶、スチール缶、白色ビン、茶色ビン、その他のビンに分ける必要はなくなる。

このことから、ペットボトル、缶、ビンの3種類のみ回収となるため、令和7年5月の天理市広域施設の稼働に併せて、ステーション収集を廃止し、戸別収集とする方針である。戸別収集が増えることから収集委託料は増加することになるが、ステーションまで持参することが困難な高齢者や小さいお子さんがおられる家庭のための高齢者施策、子育て施策の一環として収集方法を変更していくことが望ましい。

今後、ひとり暮らしの高齢者世帯のさらなる増加が想定されることから、高齢者のみの世帯及び障がい者世帯等、ごみを出すことが困難な方を対象にごみ出し支援を行うことが望ましい。

また、天理市広域施設稼働後のごみの流れは、下記図のとおりである。

可燃ごみ・容器包装プラスチックの流れ



不燃・粗大・リサイクルごみ等の流れ



よって、天理市広域施設稼働後は、全てのごみが戸別収集となることから収集ルートや収集時間が変更されることが考えられ、ごみは必ず午前8時までに自宅敷地内の町道沿いもしくは地域の指定された場所に出していただくよう更なる啓発活動が必要となる。なお、持ち込みごみに関しては、これまでどおりリレーセンター広陵で受け入れる。

6 住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な視点から、指定ごみ袋の価格について

現在、本町の指定ごみ袋の価格は、大45ℓで1枚45円、中30ℓで1枚30円、小20ℓで1枚20円、SS10ℓで1枚10円であり、県内市町村の状況を見ると、指定ごみ袋を導入しているのは、30市町村であり、無料は9市町村という状況である。

審議会において、近隣市町の状況も踏まえ、再度価格の検討したところ、当時指定ごみ袋の価格設定を検討した際、ごみ排出量の増加やごみ焼却・埋立による環境汚染、埋立処分場の残余容量の切迫などさまざまなごみ問題に直面し、これらのごみ問題を解決するためには、ごみを出している一人一人がごみ問題に対する意識を高め、ごみの減量化・資源化に取り組む必要があった。

そうしたことから、指定ごみ袋の普及によるごみの減量化と住民負担の公平性等を有料化の目的として、その効果を得るため均一料金制とし、ごみの収集・運搬処理費の一部を住民に負担してもらうこととなった。

ごみ処理経費が、可燃ごみ・不燃ごみ及びプラスチックごみ（容器包装プラスチックとその他プラスチックに平成18年4月より区別）にあっては、平成12年度から平成16年度までの平均で46.65円/kgかかっており、ごみ比重が1リットル0.2kgとして9.33円/リットルとなり、1リットルあたり1円と設定することにより約10.7%の負担を願うこととなった。

また、当時すでにごみ袋の有料化を実施している市町村との均衡に配慮した形で1リットルあたり1円と設定することが望ましいと判断している。例えば、1リットルあたり1円と設定しているのは橿原市・御所市・大和高田市・斑鳩町・上牧町・十津川村であり、ほぼ1円で設定しているのは桜井市・大淀町・五條市・吉野町・下市町である。

指定ごみ袋導入により搬出マナーが改善され、違う分別区分の廃棄物が混入するなどの不適正排出の防止の他、排出抑制や再生利用に対する住民意識の向上が見受けられる。また、安価な原価に対してごみ袋代が高いという意見もあるが、利益という考えでなく、あくまでも手数料として負担いただいている状況である。参考までに可燃ごみ1袋45リットルのごみの処理費は、収集・運搬・処理すべて含めて、1袋5キログラムとして約168円の負担となっており、この費用は施設の建設費は含まれていない。

現在はごみ袋手数料を新清掃施設建設基金として積み立てており、多額の費用が見込まれる広域処理施設の建設及び運営、可燃ごみ等の中継施設の建設及び運営の一部に充当している。ごみ袋の価格については、現状維持に固執することなく、ごみ減量の取り組みと広域化がスタートしたことによる処理コスト

縮減の状況を見極め、全国的な傾向や周辺自治体の傾向を考慮し、現行の手数料及び料金については、適切な時期に適切な決定をする必要がある。よって、当面は現在の価格が妥当と考える。

7 おわりに

審議会は、令和4年第1回広陵町議会定例会において、1つ目のこれまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果を明らかにすること。2つ目の自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法について検討すること。3つ目の住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な観点から、指定ごみ袋の価格について慎重に検討すること。の3点を再度審議会を開き、その結果を住民のみなさんに周知することで、本町のごみ処理行政について幅広い理解を求めるよう努めることについてを決議され今回審議会を再開したものである。

今回、町長から提出された広陵町のごみ減量対策等の取り組みに関する諮問事項については、審議会で各委員の熱心な議論や意見交換を行い、答申するものである。

今後は、改定された「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に則り、広陵町のごみ処理行政の推進にあたり、地方自治の主旨をも踏まえ、本答申を議会に報告するとともに、住民の理解と協力を得る努力をされるよう切にお願いするものである。

また、今後稼働される広域組合等への負担金は、ごみ料割で算出することになっているため、引き続きごみ減量に努めていただけるよう十分周知され、さらには、住民のみなさんにおかれても、ごみ問題は他人事ではなく、自らの問題であることを再度認識いただき、更なるごみの減量、リサイクルといった循環型社会の構築に努め、生活環境の維持のため、地域での清掃活動等に積極的にご参加いただき、「クリーンなまち広陵」をみなさんで築き上げていただきたいとお願いするものである。

参考 1 ごみ減量等推進審議会委員候補者名簿（敬称略）

※以下個人情報のためホームページでは非公開

	氏名	条例上の区分	所属・勤務先	備考
1				会長
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				副会長
13				
14				
15				